

平成28年8月31日
(照会先)
リスク統括部長 岡村 計三
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成28年7月分)について

平成28年7月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成28年7月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 平成28年7月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成28年度に発生した事務処理誤りが40件、平成27年度が94件、平成26年度が28件、平成25年度以前が293件、合計455件(市区町村において発生した11件、委託業者等が発生させた24件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な409件及びシステム事故1件について、日本年金機構HPに掲載しています。

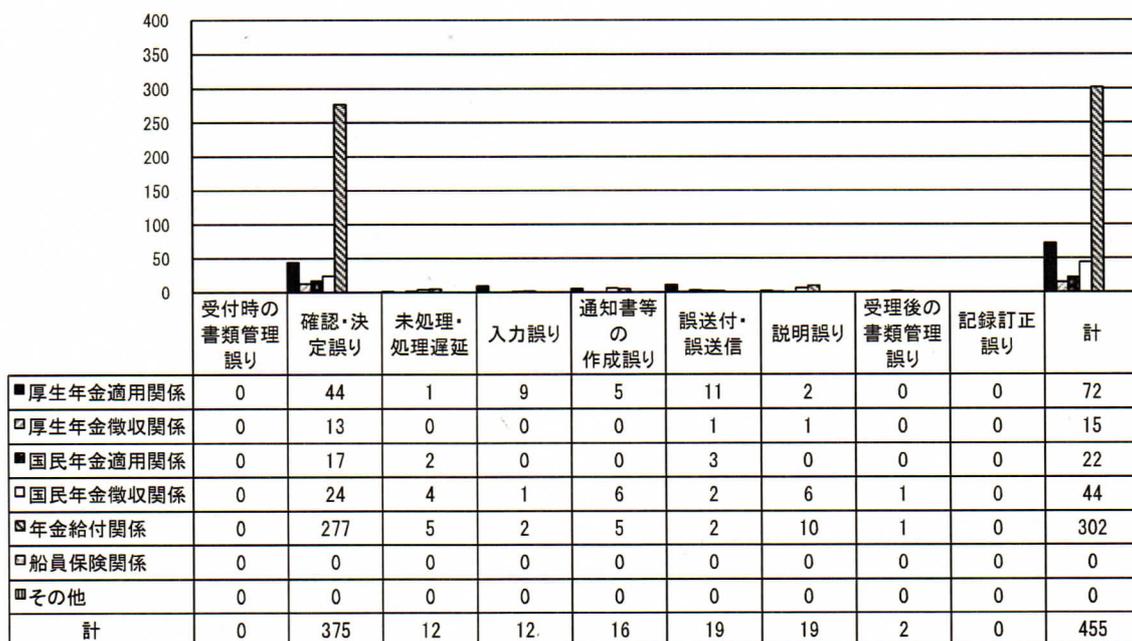
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
件数	246(1)	9	2	6	7	10(1)	9(2)	26(2)	80(14)	25(15)	420(35)
割合	54.3%	2.0%	0.4%	1.3%	1.5%	2.4%	2.4%	6.2%	20.7%	8.8%	100.0%

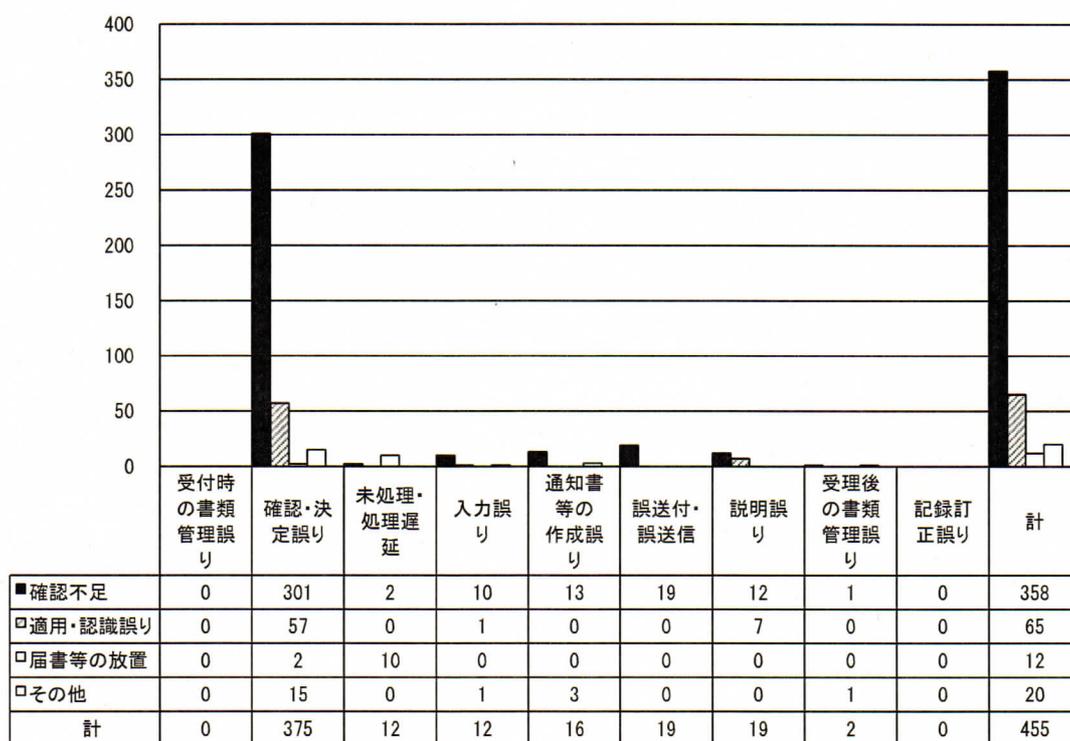
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

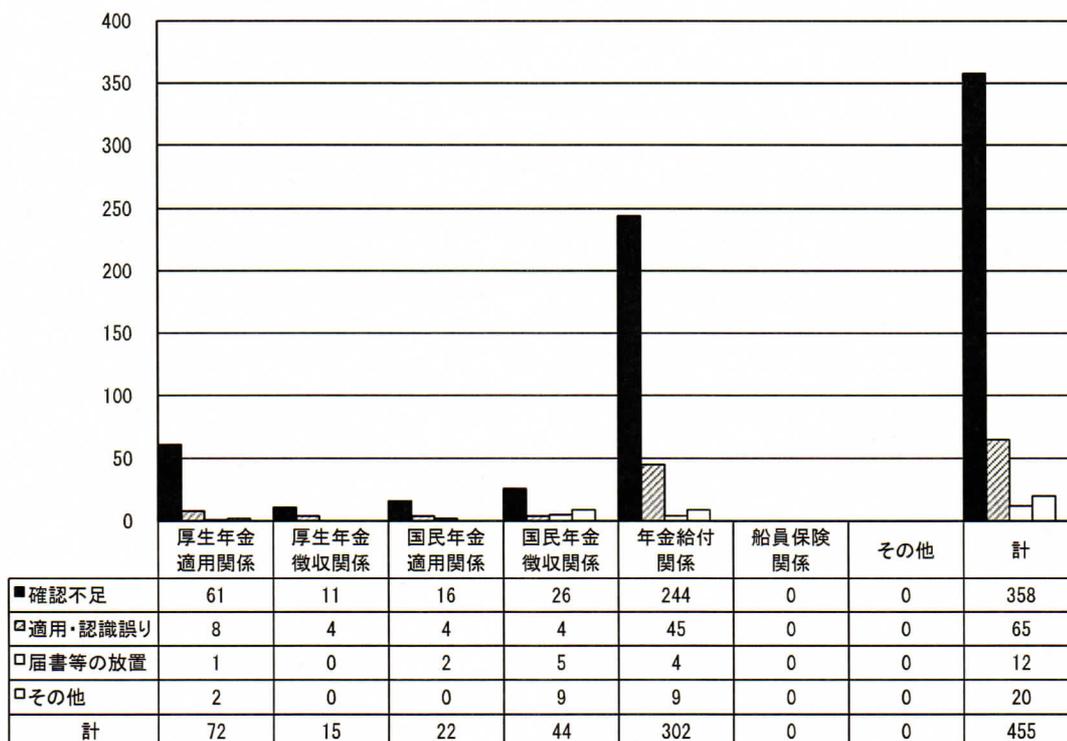
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



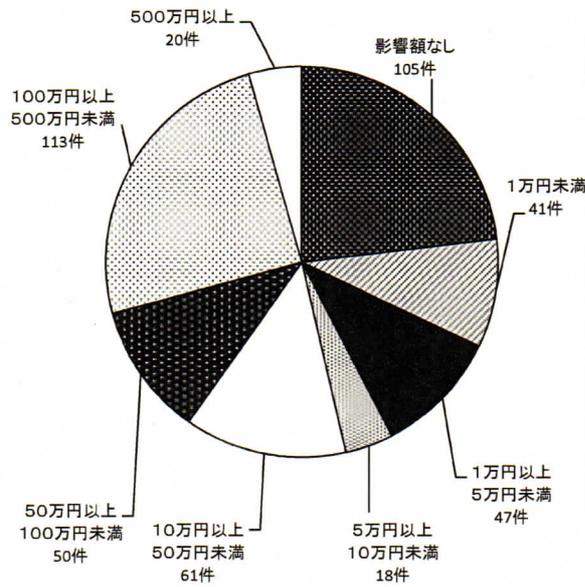
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

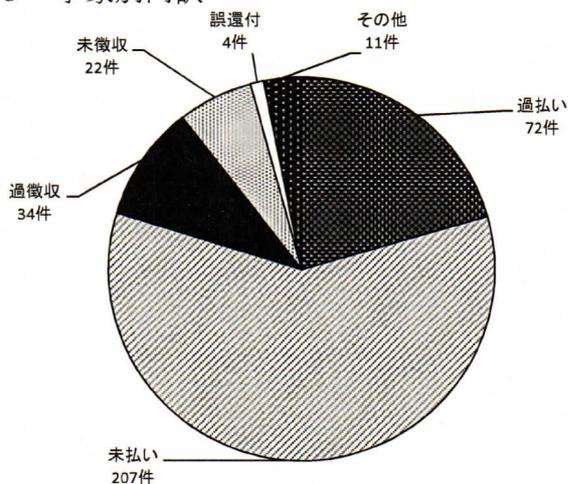


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	42	5	12	24	22	0	0	105
1万円未満	2	4	1	7	27	0	0	41
1万円以上 5万円未満	8	2	0	9	28	0	0	47
5万円以上 10万円未満	4	1	0	1	12	0	0	18
10万円以上 50万円未満	11	2	5	0	43	0	0	61
50万円以上 100万円未満	2	1	2	2	43	0	0	50
100万円以上 500万円未満	3	0	2	1	107	0	0	113
500万円以上	0	0	0	0	20	0	0	20
計	72	15	22	44	302	0	0	455

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	72件	45,728,813	635,122
未払い	207件	382,033,102	1,845,570
過徴収	34件	9,861,373	290,040
未徴収	22件	10,115,598	459,799
誤還付	4件	295,625	73,906
その他	11件	8,518,031	774,366
計	350件	456,552,542	1,304,435

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未徴収と過払いがある件	3件	2,682,855
未払いと未徴収がある件	1件	20,069
誤還付と未徴収がある件	1件	251,190
未払いと過徴収がある件	1件	596,741
未払いと過払いがある件	5件	4,967,176

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	323件	71.0%
外部	132件	29.0%
計	455件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2016年5月6日	介護保険にかかる非課税年金通知の送付先市町村誤り	1,519 市町村	—	0円

○日本年金機構の平成28年7月分の事務処理誤り一覧(1～43ページ)

- | | | | |
|-------------|-------|-----|--------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 1～64 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 9P | 整理番号 65～77 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 11P | 整理番号 78～94 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 13P | 整理番号 95～135 |
| 5. 年金給付関係 | | 18P | 整理番号 136～409 |

○日本年金機構の平成28年7月分のシステム事故一覧(43ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	北海道	岩見沢	2002年 4月3日	2015年 10月13日	○お客様から問合せがあり、基礎年金番号が未記入だった方の資格取得届及び年金手帳再交付申請書の審査時に同姓同名の別人の基礎年金番号を記入し、処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び、それぞれのお客様に説明の上お詫びし、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届等審査時において基礎年金番号未記入の方に対する本人確認の徹底を周知しました。	2名	誤還付	18,000
2			島根	松江	2005年 5月11日	2016年 4月25日	○全国健康保険協会から問合せがあり、資格取得届を入力する際、登録されている住所との確認をもらしたため従前の住所で処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、入力時の住所等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
3			神奈川	横須賀	2015年 4月3日	2015年 4月14日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に事業所整理記号を誤って補正したため、別の事業所分として入力処理されていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアル等に添った審査の徹底を周知しました。	2事業所 2名	-	0
4			秋田	事務センター	2015年 4月27日	2016年 3月7日	○お客様から問合せがあり、基礎年金番号が未記入だった方の資格取得届及び年金手帳再交付申請書の審査時に同姓同名の別人の基礎年金番号を記入し、処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び、それぞれのお客様に説明の上お詫びし、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、資格取得届等審査時において基礎年金番号未記入の方に対する本人確認の徹底を周知しました。	1事業所 2名	未払い	78,100
5			青森	八戸	2015年 6月17日	2016年 2月4日	○他の年金事務所から連絡があり、基礎年金番号が未記入だった方の資格取得届の審査時に同姓同名の別人の基礎年金番号を記入し、処理していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及びお客様に説明の上お詫びし、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届審査時において基礎年金番号未記入の方に対する本人確認の徹底を周知しました。	2事業所 2名	-	0
6			兵庫	事務センター	2015年 7月7日	2016年 5月26日	○年金事務所から連絡があり、基礎年金番号が未記入だった方の資格取得届及び年金手帳再交付申請書の審査時に同姓同名の別人の基礎年金番号を記入し、処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び、それぞれのお客様に説明の上お詫びし、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届等審査時において基礎年金番号未記入の方に対する本人確認の徹底を周知しました。	1事業所 2名	-	0
7			三重	事務センター	2015年 12月9日	2016年 3月29日	○年金事務所から連絡があり、国民健康保険組合を脱退し、健康保険に加入するために提出された資格取得届を入力する際、国民健康保険を脱退したことの記述を見落とし結果、厚生年金保険に重複加入させていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料について翌月の保険料で調整しました。 ●担当部署において、国民健康保険組合を脱退し、健康保険に加入する際の正しい事務処理を徹底するよう周知しました。	1事業所 10名	過徴収	1,384,450
8			長野	事務センター	2016年 1月21日	2016年 2月19日	○社会保険労務士から問合せがあり、社会保険労務士が記載を誤り資格取得届の取得年月日が1年前の日付であったにも関わらず事実関係の確認を漏らし、そのまま処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島南	2016年 3月17日	2016年 4月21日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に事業所整理記号を誤って補正したため、別の事業所分として入力処理されていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアル等に添った審査の徹底を周知しました。	1事業所	-	0
10			宮崎	事務センター	2016年 4月18日	2016年 4月21日	○処理済みの届書の点検を行った際、資格取得届の審査時に事業所整理記号を誤って補正したため、別の事業所分として入力処理されていたことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアル等に添った審査の徹底を周知しました。	2事業所 1名	-	0
11			神奈川	港北	2016年 5月9日	2016年 5月16日	○社会保険労務士から問合せがあり、資格取得届の処理時に氏名の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、年金手帳を差し替えました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
12			大阪	大手前	2016年 5月18日	2016年 5月25日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の処理時に誤って別の事業所の事業所整理記号で処理されていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアル等に添った審査の徹底を周知しました。	2事業所	-	0
13		入力誤り	青森	事務センター	2016年 4月22日	2016年 5月11日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届の処理時に氏名の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対して、入力処理後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	-	0
14		説明誤り	群馬	高崎	2016年 4月19日	2016年 4月20日	○社会保険労務士から問合せがあり、被保険者資格取得届の相談時に、年4回の賞与が支払われる場合、毎月の報酬に賞与を含めて報酬の届出を行うと説明するべきところ、毎月の報酬のみでの届出が可能と説明していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、届書の記載事項を訂正していただきました。 ●担当部署において、標準報酬月額の対象となる報酬について周知徹底しました。	1事業所	-	0
15	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	香川	事務センター	2016年 2月15日	2016年 4月19日	○お客様から問合せがあり、資格喪失届の処理時に退職による資格喪失と入力すべきところ誤って死亡による資格喪失と入力していたため、年金が支払保留となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様及び事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	108,344
16	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜南	2010年 9月10日	2016年 1月13日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届が紙媒体と磁気媒体で重複して届出された際、それぞれに記載された標準報酬月額に相違があったにも関わらず事実関係の確認を漏らし一方の記載事項により入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書の審査時のダブルチェックの徹底を周知しました。	1名	未徴収	32,116

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
17	算定基礎届の誤り	入力誤り	長野	事務センター	2013年 8月20日	2015年 12月15日	○事業所から問合せがあり、委託業者が算定基礎届に記載された標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収となっていた保険料について翌月の保険料で調整しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックの徹底を指導しました。	1事業所 1名	未徴収	156,840
18			愛知	事務センター	2015年 11月16日	2016年 2月26日	○事業所から問合せがあり、委託業者が算定基礎届に記載された標準報酬月額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料額を調整しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックの徹底を指導しました。	1事業所 1名	過徴収	84,268
19	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	京都	上京	2015年 8月5日	2016年 4月22日	○事業所から問合せがあり、届書名称の確認不足により、月額変更届を誤って算定基礎届として処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収となっていた保険料について翌月の保険料で調整しました。 ●担当部署において、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 3名	未徴収	283,867
20			京都	事務センター	2015年 10月6日	2016年 1月20日	○月額変更届の審査の際、過去に提出された月額変更届の処理時に、登録済の算定記録を取り消した後に再登録をしなければならないところ、登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収となっていた保険料について翌月の保険料で調整しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づき適切に処理を行うことを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	23,542
21			長野	事務センター	2015年 10月14日	2015年 12月1日	○事業所から問い合わせがあり、月額変更届について、平均額の記載誤りを見落としたまま処理をしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収となっていた保険料について翌月の保険料で調整しました。 ●担当部署において、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	未徴収	191,627
22			愛媛	事務センター	2015年 1月23日	2015年 9月4日	○事業所から問い合わせがあり、月額変更届について、平均額の記載誤りを見落としたまま処理をしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	2,168,211
23	被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	青森	事務センター	2016年 4月18日	2016年 4月22日	○お客様から問合せがあり、健康保険被扶養者異動届の処理時に氏名の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0
24			京都	下京	2016年 2月2日	2016年 2月9日	○事業所から問合せがあり、被扶養者異動届の処理時に被扶養者の生年月日の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険証を差し替えました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
25	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	春日部	2007年 1月16日	2016年 1月19日	○厚生年金基金等の解散時における被保険者記録の調査を行った際、資格喪失済みの被保険者の賞与支払届について資格喪失記録を一度取り消して入力するべきところ、処理不要とし入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所に説明の上お詫びし、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、業務処理マニュアルに基づき適切に処理を行うことを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	64,550
26			東京	八王子	2010年 1月8日	2016年 3月25日	○処理済みの届書を点検したところ、賞与支払届の審査を誤り処理不要とし、登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、登録処理を行いました。 ●担当部署において、業務処理マニュアルに基づき適切に処理を行うことを徹底するよう周知しました。	1事業所 3名	未徴収	239,373
27			京都	事務センター	2010年 7月21日	2016年 2月24日	○年金事務所から連絡があり、賞与支払届を処理する際、記載事項に不備があったにもかかわらず確認を行わなかったため、誤った標準賞与額を登録していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、業務処理マニュアルに基づき適切に処理を行うことを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	7,199
28			滋賀	事務センター	2012年 7月25日	2016年 3月15日	○お客様から問合せがあり、賞与支払届の処理時に整理番号の補正を誤り、別人に標準賞与額を登録していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	過払い	5,700
29			京都	事務センター	2016年 2月29日	2016年 3月23日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理時に標準賞与額を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収となった保険料について翌月の保険料で調整しました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	570,712
30			群馬	高崎広域 事務センター	2011年 8月3日	2015年 11月16日	○年金事務所から連絡があり、遡って定年後再雇用となった被保険者の資格取得届を処理する際、再雇用後に支給された賞与の登録処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いとなった年金は返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	487,210
31	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	所沢	2009年 4月頃	2015年 6月12日	○お客様から問合せがあり、事業所整理記号が変更となっている70歳以上被用者該当届について重複して処理したため、年金停止額が本来より過大となったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	391,511
32			北海道	事務センター	2015年 8月26日	2015年 9月25日	○社会保険労務士から問合せがあり、事業所所在地変更届の処理時に誤って別の事業所の事業所整理記号で処理されていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
33	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	青森	事務センター	2015年 10月2日	2015年 11月27日	○お客様から問合せがあり、70歳以上被用者該当届の処理時に、被用者年金一元化法施行以前から在職中であるとの項目の入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金があるお客様には返納の処理を行い、未払いがあるお客様には正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	3事業所 3名	その他	85,658
34			京都	事務センター	2015年 4月1日	2016年 2月4日	○担当部署において処理済みの届書を点検したところ、厚生年金保険産前産後休業取得者申出書の処理のため、一度取消しをした育児休業記録の再登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料を減額調整しました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	466,204
35			静岡	浜松東	2015年 10月30日	2016年 3月31日	○担当部署において処理済みの届書を点検したところ、70歳以上被用者該当届の処理時に、被用者年金一元化法施行以前から在職中であるとの項目の入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	349,845
36			兵庫	事務センター	2016年 4月5日	2016年 4月8日	○社会保険労務士から問合せがあり、磁気媒体届書の届出内容が別の事業所のものであると返戻していましたが、正しく届出されていたものであったことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明しました。磁気媒体届書をお預かりし、処理を行いました。 ●担当部署において、返戻時の届出内容の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
37			愛知	瀬戸	2016年 4月5日	2016年 4月19日	○他の部署からの連絡により、新規適用届の審査時に、事業所所在地に基づき事業所整理記号を設定するべきところ、誤って事業主の住所地に基づき設定して処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	-	0
38			沖縄	那覇	2016年 5月12日	2016年 5月18日	○事業所から問合せがあり、二以上勤務被保険者の標準報酬月額決定時に選択事業所と非選択事業所を取り違えて処理していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、チェックシートを使用した確認方法を改めて徹底するよう周知しました。	2事業所	-	0
39			青森	事務センター	2016年 5月24日	2016年 6月3日	○健康保険組合から問合せがあり、育児休業等取得者申出書の審査の際、記載された養育する子の続柄の確認不足により育児休業の要件に該当しないにも関わらず処理をしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、取消し処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックの徹底を指導しました。	1事業所 1名	-	0
40			東京	事務センター	2016年 2月25日	2016年 6月7日	○事業所から問合せがあり、委託業者が育児休業等取得者申出書に記載された育児休業終了予定年月日を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料額を調整しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックの徹底を指導しました。	1事業所 1名	過徴収	42,787

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
41	厚生年金適用関係届書の誤り	入力誤り	京都	京都南	2015年 11月9日	2015年 12月11日	○社会保険労務士から問合せがあり、70歳以上被用者該当届の処理時に、被用者年金一元化法施行以前から在職中であるとの項目の入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	20,640
42			熊本	熊本西	2014年 10月7日	2015年 12月7日	○二以上勤務被保険者の記録を確認したところ、二以上事業所勤務被保険者に係る資格取得届処理時の作成原因の入力漏れが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について減額調整しました。 ●担当部署において、チェックシートを使用した確認方法を改めて徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	3,521,214
43			東京	事務センター	2016年 4月21日	2016年 5月19日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が育児休業等取得者申出書に記載された育児休業開始年月日を誤って入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料額を調整しました。 ●委託業者に対し、入力後のダブルチェックの徹底を指導しました。	1事業所 1名	過徴収	423,624
44			説明誤り	滋賀	草津	2016年 4月21日	2016年 4月21日	○お客様から問合せがあり、健康保険の被保険者資格証明書交付の相談時に、申請者である事業主以外の方へ交付する場合は委任状が必要であるとの説明を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、証明書を事業主へお渡ししました。 ●担当部署において、証明書等の交付時に委任状が必要な事象について周知しました。	1名	-
45	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (厚生年金保険部)	2015年 6月8日	2015年 7月27日	○開示請求受付簿を点検したところ、受け付けした請求書が未処理のまま開示決定が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、開示決定を行いました。 ●担当部署において、受付後の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
46			東京	事務センター	2013年 12月16日	2016年 2月29日	○厚生年金基金の特例解散等に伴う不突合リスト審査時に、参考資料の確認不足により、国の記録と厚生年金基金の記録突合に係る回答を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、事象について説明し、記録突合の手順を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
47			北海道	事務センター	2016年 3月2日	2016年 3月3日	○事業所から問合せがあり、法人番号等が未収録となっている適用事業所へ法人番号等の届出の勸奨文書を送付した際、届出の必要のない個人事業所等へ勸奨文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。	1,029 事業所	-	0
48			福岡	久留米	2016年 7月4日	2016年 7月11日	○事業所から問合せがあり、健康保険・厚生年金保険が未適用となっている事業所へ加入勸奨文書を送付した際、既に加入済みの事業所へ誤って勸奨文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
49	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	北海道	小樽	2016年 2月18日	2016年 2月19日	○事業所から問合せがあり、適用事業所へ届書の提出先の変更についての文書を送付した際、連絡先の電話番号の記載を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。事業所にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。	629事業所 1名	-	0
50			大分	別府	2016年 6月8日	2016年 6月9日	○事業所から問合せがあり、定時決定にかかる事業所調査の案内文書を送付した際、一次調査用の内容で作成するべきところ、誤って二次調査用の内容で作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの文書及び、正しい内容の案内文書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。	1,044 事業所	-	0
51			大阪	守口	2016年 6月10日	2016年 6月13日	○事業所から問合せがあり、健康保険・厚生年金保険が未適用となっている事業所へ加入勧奨文書を送付した際、連絡先の電話番号の記載を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。事業所に訂正についてのお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。	405 事業所	-	0
52			山梨	竜王	2016年 3月7日	2016年 3月7日	○事業所から問合せがあり、申請のあった健康保険・厚生年金保険適用確認願について、確認年月日を誤って証明書を交付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所へお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい証明書をお渡ししました。 ●担当部署において、文書等作成時の点検について徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
53	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	確認・決定誤り	東京	上野	2016年 4月15日	2016年 4月19日	○社会保険労務士から問合せがあり、受託状況の確認を誤り、事務の受託を受けていない事業所の届書の写しを送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。届書の写しを回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、受託状況の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	-	0
54			茨城	事務センター	2015年 5月7日	2015年 5月8日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	3事業所 64名	-	0
55			長野	事務センター	2015年 12月16日	2015年 12月18日	○社会保険労務士から問合せがあり、事務の受託を受けていない事業所の被保険者報酬月額変更届の決定通知書を、委託業者が誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	-	0
56			長野	事務センター	2016年 3月1日	2016年 3月2日	○社会保険労務士から問合せがあり、事務の受託を受けていない事業所の被保険者資格取得届の決定通知書を、委託業者が誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	-	0
54		誤送付・誤送信								

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
57	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	大阪	堺西	2016年 3月8日	2016年 3月9日	○事業所から問合せがあり、事業所調査を行った後に調査資料を返送する際、誤って別の事業所へ送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所へお詫びの上説明しました。調査資料を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 3名	-	0
58			愛知	岡崎	2016年 4月7日	2016年 4月8日	○事業所から問合せがあり、被扶養者異動届を返戻する際、他の事業所の被保険者の健康保険被保険者証を誤って添付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、健康保険被保険者証を回収しました。本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	-	0
59			兵庫	事務センター	2016年 4月18日	2016年 4月20日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の年金手帳を、委託業者が誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。年金手帳を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所 4名	-	0
60			東京	事務センター	2016年 4月20日	2016年 4月26日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の決定通知書及び、年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。決定通知書及び年金手帳を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所 87名	-	0
61			大阪	堀江	2016年 4月28日	2016年 5月6日	○事業所から問合せがあり、別の事業所の標準報酬月額改定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。改定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	-	0
62			東京	事務センター	2016年 3月17日	2016年 5月9日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の被扶養者異動届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。被扶養者異動届の控えを回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所 2名	-	0
63			宮崎	事務センター	2016年 5月10日	2016年 5月20日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が事務の受託を受けていない事業所の被保険者資格取得届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	-	0
64			神奈川	港北	2016年 5月27日	2016年 5月30日	○事業所から問合せがあり、別の事業所の「二以上事業所勤務の方にかかる75歳到達による資格喪失届の送付について」の勤奨状を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。勤奨状を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入、封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所 2名	-	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
65	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2015年 5月12日	2016年 1月6日	○二以上事業所勤務者に係る保険料登録処理を行ったところ、介護保険料率改定時の保険料が未登録となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料は還付しました。 ●担当部署において、チェックシートを使用した確認方法を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	5,212
66			群馬	太田	2014年 4月8日	2016年 4月6日	○二以上事業所勤務者に係る保険料登録処理を行ったところ、介護保険料率改定時の保険料の登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっていた保険料は翌月の保険料で調整しました。 ●担当部署において、チェックシートを使用した確認方法を徹底するよう周知しました。	2事業所 1名	過徴収	37,944
67			大阪	枚方	2016年 4月13日	2016年 4月15日	○事業所から問合せがあり、遡及して二以上事業所被保険者に該当した際の保険料の登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、チェックシートを使用した確認方法を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
68	口座振替申出書の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	2016年 4月7日	2016年 5月12日	○事業所から問合せがあり、口座振替納付申出書の事業所整理記号を誤って入力したことにより、事業主が同じ別の事業所の申出書として登録していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	-	0
69			大阪	枚方	2016年 4月8日	2016年 5月2日	○事業所から問合せがあり、口座振替納付申出書の預金種別を誤って入力したことにより、口座振替が開始されなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を納付書で納付していただきました。 ●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	484,469
70			福岡	小倉南	2016年 3月31日	2016年 5月6日	○事業所から問合せがあり、口座振替納付(変更)申出書の事業所整理記号を誤って入力したことにより、変更前の口座で口座振替が行われていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
71	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋北	2015年 12月21日	2016年 2月24日	○事業所から問合せがあり、厚生年金保険の同月得喪による保険料の還付処理の際に、誤った保険料調整処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は翌月の保険料で調整しました。 ●担当部署において、保険料の調整同等の入力の際のダブルチェックの実施を徹底するよう周知しました。	10事業所	過徴収	426,074
72			奈良	奈良	2016年 2月29日	2016年 3月18日	○事務センターから連絡があり、月額変更届に係る2年以上遡及リストの回付漏れによる納入告知書の未送付が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、2年以上遡及リストについて速やかに厚生年金徴収課に回付することを周知徹底しました。	1事業所 4名	未徴収	14,443

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
73	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	新潟	長岡	2015年 12月21日	2016年 4月21日	○事業所から問合せがあり、厚生年金保険の同月得喪による保険料の還付処理の際に、誤った保険料調整処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は翌月の保険料で調整しました。 ●担当部署において、保険料の調整同等の入力の際のダブルチェックの実施を徹底するよう周知しました。	5事業所	過徴収	59,686
74	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	大阪	淀川	2014年 4月17日	2016年 3月2日	○事業所から問合せがあり、事業所より適用事業所所在地変更届の提出後も別送先へ保険料納入告知額・領収済額通知書を送付していたため、通知書が未着となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、通知書を正しい所在地へ送付しました。 ●担当部署において、別送事業所の情報管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
75			神奈川	藤沢	2012年 7月頃	2016年 4月7日	○事務センターから連絡があり、基金加入事業所であるにもかかわらず、免除保険料率を含めて特例納付保険料を算出していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料について還付処理を行いました。 ●担当部署において、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	3,661
76			埼玉	浦和	2014年 8月12日	2014年 9月5日	○事業所から問合せがあり、遡及する資格喪失届を受付けた際、社会保険料が口座振替される終期の説明を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、説明の際には、口座振替のスケジュール等の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
77		誤送付・誤送信	静岡	浜松西	2016年 2月19日	2016年 3月17日	○事業所から問合せがあり、別事業所の納付書を送付し、保険料を納付していただいていたことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って納付した保険料を還付し、正しい納付書で納付していただきました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	253,930

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
78	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	相模原	2014年 11月17日	2015年 4月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
79			愛知県	笠寺	2013年 3月25日	2015年 5月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日を誤って登録していたため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,180
80			京都府	京都西	2016年 3月9日	2016年 4月8日	○事務センターから連絡があり、お客様が前納を希望していたにもかかわらず、前納納付書を送付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遑って前納できないことを説明しました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	630
81			北海道	函館	2012年 2月27日	2016年 4月20日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、合算対象期間の算入を誤り、喪失予定年月日を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
82			群馬県	高崎	2008年 1月4日	2016年 7月8日	○年金相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、国民年金任意加入申出書を処理する際に、合算対象期間の算入を誤り、喪失予定年月日を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	636,000
83			国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	兵庫県	事務センター	2014年 5月7日	2014年 12月10日	○事業所から問合せがあり、国民年金被保険者第3号該当届を処理する際に、該当年月日を誤ったため、納付済みの保険料が還付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名
84	宮崎県	事務センター			2012年 7月24日	2015年 10月13日	○年金事務所から連絡があり、配偶者が65才以上であったため本来国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、第3号被保険者として処理し、納付済の保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。時効により納付できない期間について特定事由等該当申出書を受付しました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	251,190
85	埼玉県	熊谷			2005年 10月13日	2016年 3月25日	○お客様から問合せがあり、誤って別人の基礎年金番号で国民年金第3号被保険者種別変更届を処理していましたが、一方のお客様の記録の訂正を漏らしていたため、国民年金保険料の納付書が送付されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、特定事由等該当申出書を受付しました。 ●担当部署において、届書を処理する際は基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	1,499,640

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
86	国民年金第3号被保険者資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域事務センター	2015年9月25日	2016年3月14日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者資格喪失届について、資格喪失理由を死亡として処理すべきところ、誤ってその他として処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
87	国民年金被保険者資格取得届の誤り	確認・決定誤り	愛知	大曾根	2016年1月28日	2016年4月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者資格取得届を処理をする際に、別人の基礎年金番号で処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金の資格取得処理の際は基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等による本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
88		未処理・処理遅延	滋賀	草津	2016年4月28日	2016年6月16日	○お客様から問合せがあり、市役所が国民年金被保険者資格取得届の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、国民年金保険料の納付書を送付しました。 ●市役所から、年金事務所への進達漏れがないよう事務処理方法を徹底した旨の報告がありました。	1名	-	0
89	国民年金被保険者資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	静岡	島田	2014年7月9日	2016年4月28日	○お客様から問合せがあり、付加保険料の資格記録の補正処理を誤り、誤った記録に基づき特定付加保険料のお知らせを送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤ったお知らせを回収し、正しいお知らせをお渡ししました。 ●担当部署において審査時及び入力処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
90			千葉	千葉	2016年6月1日	2016年6月9日	○市役所から連絡があり、市役所において国民健康保険のみ喪失する方について、誤って国民年金資格喪失届を進達したため、国民年金の資格喪失処理を行っていたことが判明しました。 ●市役所の職員がお客様にお詫びの上説明しました。機構において訂正処理を行いました。 ●市役所に対して、処理時の確認の徹底を依頼しました。	1名	-	0
91	年金手帳の誤送付	誤送付・誤送信	沖縄	事務センター	2015年8月27日	2015年10月1日	○お客様から連絡があり、委託業者が別人の年金手帳を送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤った年金手帳を回収し、正しい年金手帳をお渡ししました。 ●委託業者から、封入・封緘時の確認を徹底するとの報告がありました。	2名	-	0
92			愛知	事務センター	2016年5月20日	2016年5月24日	○事業所から問合せがあり、届書に添付された年金手帳を別人へ返送していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収しました。 ●担当部署において、処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	-	0
93	国民年金関係書類の回付誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (年金記録企画部)	2015年5月頃	2016年2月19日	○住民票住所申出書返送用の封筒を確認したところ、年金事務所に回付すべき国民年金関係書類が同封されており、これらを年金事務所に回付していないことが判明しました。 ●年金事務所に書類を回付するとともに、お客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、住民票住所申出書の同封物の確認を徹底するとともに、管理簿を作成して管理することとしました。	49名	-	0
94	国民年金適用関係届書等の未処理	未処理・処理遅延	愛知	半田	2012年8月13日	2014年12月17日	○市役所での相談時にお客様の年金記録を確認していたところ、市役所において資格取得届の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●市役所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。市役所から届書の進達を受け、処理を行いました。 ●市役所に対し、受け付けた届書等の進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	677,670

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
95	国民年金保険料納付書の誤り	通知書等の作成誤り	本部	機構本部 (事業推進統括部)	2016年 4月1日	2016年 4月14日	○地域部から連絡があり、委託業者が印刷した国民年金保険料納付書に印字誤りがあったことが判明しました。 ●担当部署からお詫びの文書と正しい納付書をお客様に送付しました。 ●委託業者に対し、処理時の確認を徹底するよう指導しました。	230名	-	0
96			愛知	笠寺	2016年 1月4日	2016年 5月12日	○事務センターから連絡があり、金額が誤った国民年金保険料納付書を送付したため、納付いただいた保険料が過誤納になっていたことが判明しました。 ●担当部署がお詫びの上説明しました。過誤納となった保険料を還付しました。正しい金額の納付書をお渡しし、納付いただきました。 ●担当部署において、納付書を作成する際の実確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,000
97	国民年金保険料前納制度の誤り	説明誤り	兵庫	姫路	2015年 5月15日	2015年 6月17日	○お客様から問合せがあり、町役場が国民年金被保険者資格取得届を受け付けた際に、前納制度を誤って説明していたため、前納ができなかったことが判明しました。 ●担当部署がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●町役場に対して、正しい窓口対応の徹底を依頼しました。	1名	過徴収	500
98	国民年金付加保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	静岡	静岡	2016年 2月1日	2016年 2月18日	○事務センターから連絡があり、国民年金基金加入中のお客様から提出された国民年金付加保険料納付申出書を誤って承認していたことが判明しました。 ●担当部署がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付いただいた付加保険料を還付しました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	800
99		説明誤り	栃木	大田原	2015年 11月13日	2016年 4月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料を遡って納付できると誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当部署がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、特定事由等該当申出書を受付しました。 ●担当部署において、付加保険料制度の正しい説明を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	3,200
100	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2015年 5月18日	2015年 7月1日	○担当部署で未処理書類の確認を行っていたところ、お客様から提出のあった国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を誤って処理済として保管していたことが判明しました。 ●担当部署がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、定額保険料と前納保険料の差額を還付しました。 ●担当部署において、事務の流れを再確認するとともに、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	13名	過徴収	200
101			北海道	北見	2014年 10月23日	2015年 6月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書と辞退申出書の処理の順番を誤り、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当部署がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、口座振替による2年前納額を現金領収しました。 ●担当部署において、同時に受け付けた口座振替申出書と辞退申出書を処理する際の手順を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
102			長野	小諸	2016年 5月2日	2016年 5月10日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を金融機関に行う際に、依頼する支店を誤ったため、緊急停止が漏れていたことが判明しました。 ●担当部署がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、緊急停止依頼を行う際の実確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	568,340

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
103	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2016年 1月12日	2016年 5月25日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、金融機関の確認印が押印されていないにもかかわらず、金融機関に申出書を回付しそのまま処理を行ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。金融機関に申出書を回付し、口座振替を開始しました。 ●担当部署において、金融機関への依頼書送付の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	100
104			群馬	高崎広域 事務センター	2016年 5月30日	2016年 6月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替不能通知書の発送日を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が照会があったお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者から、スケジュール管理を徹底するとの報告がありました。	7,350名	-	0
105		入力誤り	神奈川	事務センター	2015年 10月14日	2016年 5月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、口座番号の入力を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。納付書で納付いただきました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	1,720
106	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	秋田	秋田	2015年 11月19日	2016年 3月11日	○担当部署で国民年金保険料免除・納付猶予申請書の処理を確認していたところ、却下処理後に通知書の送付が漏れていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。却下通知書を送付しました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	74名	-	0
107		説明誤り	大阪	枚方	2015年 6月25日	2015年 9月18日	○市役所から連絡があり、市役所が国民年金保険料の半額免除を希望するお客様に対して、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の記載方法を誤って説明していたため、納付猶予が承認されていたことが判明しました。 ●市役所がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●市役所からお客様への説明事項の確認を徹底すると報告がありました。	1名	-	0
108		通知書等の作成誤り	山梨	事務センター	2015年 8月31日	2015年 11月18日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を半額免除の承認通知書を送付すべきところ、全額免除の承認通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤った通知書を回収し、正しい通知書をお渡ししました。 ●担当部署において、処理時及び通知書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
109	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務センター	2016年 2月5日	2016年 6月6日	○担当部署で確認していたところ、国民年金保険料学生納付特例申請書の審査において、学生納付特例の非対象校に在籍しているお客様を誤って承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受理しました。 ●担当部署において、学生納付特例対象校の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
110	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2015年 2月24日	2015年 4月27日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書を処理する際、一部の期間分の作成を漏らしたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、追納申込書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	14,290

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
111	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	2016年 2月1日	2016年 3月24日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書を処理する際、一部の期間分の作成を漏らしたため、納付の順番誤りによる過誤納が発生していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。正しい順番で納付いただきました。 ●担当部署において、追納申込書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	544,320
112		説明誤り	鳥取	倉吉	2015年 12月頃	2016年 3月30日	○お客様から問合せがあり、追納可能期間について説明を誤ったため、追納期限を経過した期間があったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、特定事由等該当申出書を受付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	44,790
113			岐阜	高山	2015年 9月29日	2015年 11月2日	○お客様から問合せがあり、追納保険料納付書の使用期限を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、遡って納付できないことを説明しました。 ●担当部署において、追納期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,880
114	国民年金後納保険料納付申込書	確認・決定誤り	熊本	熊本東	2012年 10月1日	2015年 10月14日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の算入を誤り、国民年金後納保険料申込書を承認していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった後納保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料納付申込書を処理する際は、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	74,700
115			静岡	三島	2016年 2月24日	2016年 3月7日	○担当部署で町役場から送付された国民年金後納保険料納付申込書を確認していたところ、後納期限が経過した後納できない月があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、遡って後納保険料を納付できないことを説明しました。 ●町役場に対して、届書進達時の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	15,900
116			東京	杉並	2015年 7月15日	2016年 5月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料納付申込書の処理時に、国民年金の未加入期間があることの確認を漏らし、未加入期間にかかる後納納付書を送付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、特定事由等該当申出書を受付しました。 ●担当部署において、チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	485,650
117	国民年金保険料還付処理の誤り	確認・決定誤り	千葉	事務センター	2015年 6月18日	2015年 11月18日	○年金事務所から連絡があり、後納保険料の過誤納にかかる充当処理を漏らしたため、納付した保険料が社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に反映していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。充当処理を行い、控除証明書を送付しました。 ●担当部署において、後納保険料にかかる充当等の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,840
118			埼玉	事務センター	2012年 4月13日	2016年 3月2日	○お客様から問合せがあり、共済組合の加入期間を誤って訂正したため、国民年金保険料を誤還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って還付した保険料を返納していただきました。 ●担当部署において、共済組合の加入期間の訂正及び還付充当処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	25,900

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
119	国民年金保険料還付処理の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域事務センター	2016年 5月17日	2016年 6月9日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料還付請求書の処理の際に金融機関・支店コードを誤ったため、振込不能になっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込処理を行いました。 ●委託業者から、金融機関・支店コードの確認を徹底するとの報告がありました。	1名	未払い	15,590
120	国民年金保険料還付請求書の未処理	未処理・処理遅延	石川	金沢広域事務センター	2014年 6月2日	2016年 5月17日	○年金事務所より連絡があり、国民年金保険料還付請求書のお客様への送付が漏れているものがあることが判明しました。 ●お客様にお詫びの文書を添付のうえ、国民年金保険料還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料還付請求書の送付の確認を徹底するように周知しました。	42名	-	0
121	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	富山	富山	2014年 10月8日	2015年 8月7日	○担当部署で確認していたところ、市役所からの誤った回答により生活保護を受給していない期間が法定免除になっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●市役所に対して、回答内容の確認の徹底を依頼しました。	1名	-	0
122			群馬	高崎	2000年 9月頃	2016年 6月10日	○市役所から連絡があり、法定免除にならない障害厚生年金3級の受給者の国民年金保険料が法定免除になっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。遡って免除申請できないことを説明しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	2,382,250
123	国民年金保険料延滞金納付書の誤り	確認・決定誤り	静岡	富士	2015年 8月14日	2015年 8月17日	○担当部署で確認していたところ、領収済みの延滞金にかかる納付書を送付し、延滞金が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過徴収となっていた延滞金を還付しました。 ●担当部署において、延滞金領収時および納付書作成時の適切な事務処理を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	18,450
124	国民年金保険料領収済通知書の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域事務センター	2016年 3月22日	2016年 4月26日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の領収済通知書を処理した際に、配信されたエラーリストによる補正処理を漏らしたため、納付記録に反映していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、エラーが配信された際はエラー原因と納付記録を確認を徹底するよう周知しました。	7名	-	0
125	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	沖縄	那覇	2015年 12月17日	2015年 12月22日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料を口座振替により既に納付いただいているお客様へ納付勧奨の文書を送付していたことが判明しました。 ●委託業者がお客様に電話でお詫びの上、お詫びの文書を送付しました。 ●委託業者から、送付対象者の確認を徹底するとの報告がありました。	4,465名	-	0
126			本部	機構本部 (国民年金部)	2015年 10月30日	2015年 11月4日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が印刷した社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の印字位置に誤りがあったことが判明しました。 ●担当部署からお詫びの文書と正しい控除証明書をお客様に送付しました。 ●委託業者に対し、処理時の確認を徹底するよう指導しました。	151名	-	0
127			本部	機構本部 (国民年金部)	2016年 2月8日	2016年 2月10日	○お客様から問合せがあり、委託業者が付加保険料の特例納付にかかるお知らせを作成した際に、生年月日を誤って印刷していたことが判明しました。 ●担当部署からお詫びの文書をお客様に送付しました。 ●委託業者に対し、処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1,806名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
128	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	滋賀	彦根	2016年 6月1日	2016年 6月9日	○お客様から問合せがあり、特別催告状に記載した照会先電話番号が誤っていたことが判明しました。 ●担当者が誤って記載した電話番号の事業所にお詫びの上説明しました。担当部署からお詫びの文書と正しい電話番号のお知らせをお客様に送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1,018名	-	0
129	国民年金保険料充当通知書の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域 事務センター	2014年 6月2日	2016年 5月17日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の充当処理後の確認に誤りがあり、国民年金保険料充当通知書の送付が漏れていることが判明しました。 ●お客様にお詫びの文書を添付のうえ、国民年金保険料充当通知書を送付しました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	12名	-	0
130	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤送付	誤送付・誤送信	石川	金沢広域 事務センター	2015年 10月1日	2015年 10月2日	○町役場から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書等を別の町役場に送付していたことが判明しました。 ●担当者が町役場にお詫びの上説明しました。誤った書類を回収し、正しい書類をお渡ししました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	3町5名	-	0
131	国民年金徴収関係届書等の誤送付	誤送付・誤送信	岡山	津山	2016年 5月17日	2016年 5月31日	○お客様から問合せがあり、別のお客様が途中まで記載した国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を、白紙と誤認し送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を回収しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
132	国民年金徴収関係の誤り	未処理・処理遅延	大阪	枚方	2014年 9月29日	2015年 5月20日	○ブロック本部から連絡があり進捗を確認したところ、審査請求書の地方厚生局への回送を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。地方厚生局へ回送し、お客様へ審査請求書を地方厚生局へ回送したお知らせを送付しました。 ●担当部署において、審査請求書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
133			東京	北	2013年 7月31日	2016年 4月8日	○担当部署で人事異動に伴う引継書類の確認をしたところ、国民年金保険料免除申請書等が処理されずに保管されていたことが判明しました。 ●処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	177名	-	0
134			高知	南国	2016年 3月28日	2016年 7月8日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、町役場へ送付した国民年金保険料学生納付特例申請書の処理が遅延していることが判明しました。 ●町役場の職員がお客様にお詫びの上説明しました。申請書の処理を行いました。 ●町役場から、届書の進捗管理を徹底すると報告がありました。	1名	-	0
135	国民年金徴収関係届書等の所在不明	受理後の書類管理誤り	岩手	事務センター	2015年 12月24日	2016年 4月11日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料免除申請書が所在不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除申請書を再度提出していただきました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
136	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	中福岡	2008年 5月19日	2013年 8月14日	○内部点検により、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	40,430	
137			広島	広島南	1992年 5月28日	2015年 10月13日	○年金記録の確認を行っていたところ、合算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び合算対象期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	293,364	
138			大阪	堺東	1980年 4月13日	2015年 9月18日	○年金記録の確認を行っていたところ、通算対象期間の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	388,595	
139			奈良	奈良	1996年 3月1日	2014年 5月20日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により厚生年金保険被保険者記録の一部を誤っていたこと、及び不要な国民年金の任意加入手続を案内し国民年金保険料を納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	596,741	
140			秋田	大曲	1990年 4月19日	2014年 10月17日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	5,358	
141			青森	弘前	1984年 2月1日	2015年 9月8日	●担当部署において、年金決定時の添付書類及び年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,774	
142			東京	府中	2000年 2月15日	2015年 10月19日		1名	過払い	79,566	
143			説明誤り	神奈川	港北	2015年 5月11日	2015年 5月12日	○お客様と配偶者様のお二人について年金請求の相談を行った際、不足書類があったため、本来、配偶者の課税証明書の添付をご案内すべきところ、お客様の課税証明書の添付をご案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、事象を周知し、年金請求時に必要な添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
144				青森	八戸	2015年 6月16日	2015年 9月8日	○老齢年金請求時の相談の際に、受給要件の確認不足により、本来請求できない通算老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
145	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	大分	佐伯	2016年 4月1日	2016年 4月1日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が提出されている添付書類で生計維持関係の審査は可能であったにもかかわらず、必要のない戸籍謄本の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	-	0
146			愛知	一宮	2016年 3月28日	2016年 5月6日	○65歳到達に伴う年金相談の際に、お客様の生年月日及び退職日の確認不足により、退職改定が行われないにもかかわらず、行われるものとして案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金の相談の際には、お客様の生年月日等の基本項目の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
147			誤送付・誤送信	三重	伊勢	2016年 4月26日	2016年 5月9日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が年金相談の際、お客様に別人の戸籍謄本を返却していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。別人の戸籍謄本を回収しました。 ●担当部署において、書類の返却時の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	-
148	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	愛媛	新居浜	1993年 1月21日	2015年 3月6日	○機構本部から連絡があり、老齢年金及び遺族年金の加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を削除していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	31,164
149			東京	渋谷	1991年 7月11日	2015年 8月26日	○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢年金を決定する際に、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を削除していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行い、過徴収となった保険料については還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	637,391
150	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	1986年 9月11日	2014年 1月26日	○事務センターや機構本部から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	518,613
151			福岡	福岡広域 事務センター	1978年 5月1日	2014年 7月11日		1名	未払い	126,501
152			山口	下関	1981年 4月1日	2014年 8月1日		1名	未払い	216,271
153			神奈川	高津	1986年 2月19日	2014年 10月3日		1名	未払い	2,869,751

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
154	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎南	1985年 8月21日	2015年 3月10日	○事務センターや機構本部から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,540,628
155			愛媛	松山東	1977年 12月13日	2015年 3月13日		1名	未払い	1,156,287
156			茨城	下館	1991年 7月20日	2015年 6月19日		1名	未払い	125,201
157			長崎	諫早	1991年 7月20日	2015年 10月7日		1名	未払い	4,046,529
158			山口	岩国	1985年 4月24日	2015年 12月25日		1名	未払い	2,267,550
159			老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	東京	立川		2002年 12月5日	2014年 10月17日	○機構本部から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。
160	埼玉	大宮			2002年 8月22日	2014年 10月17日	1名	過払い	2,953,926	
161	愛知	名古屋西			2006年 1月24日	2014年 10月17日	1名	過払い	6,292	
162	東京	荒川			2009年 4月16日	2014年 10月17日	1名	過払い	187,868	
163	大阪	堀江			2003年 11月2日	2014年 10月17日	1名	過払い	1,380,472	
164	大阪	守口			2002年 6月20日	2014年 10月17日	1名	過払い	2,061,187	
165	東京	文京			2007年 11月15日	2014年 10月17日	1名	過払い	1,866,341	
166	山梨	竜王			2005年 6月16日	2014年 10月17日	1名	過払い	7,157	
167	栃木	宇都宮西			2003年 4月5日	2014年 10月20日	1名	過払い	1,380,466	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
168	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	2003年 8月14日	2014年 10月20日	○機構本部から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,460,007
169			東京	港	2004年 9月16日	2014年 10月20日		1名	過払い	8,163
170			東京	港	2004年 7月8日	2014年 10月20日		1名	過払い	8,389
171			東京	港	2007年 6月21日	2014年 10月20日		1名	過払い	4,800
172			佐賀	唐津	2007年 9月4日	2014年 10月20日		1名	過払い	735,929
173			東京	港	2009年 9月3日	2014年 10月20日		1名	過払い	5,745
174			三重	松阪	2008年 3月13日	2014年 10月20日		1名	過払い	8,330
175			福島	東北福島	2009年 3月5日	2014年 10月20日		1名	過払い	532
176			熊本	本渡	2002年 5月9日	2014年 10月20日		1名	過払い	1,583,155
177			熊本	本渡	2003年 3月20日	2014年 10月20日		1名	過払い	2,178,507
178			岩手	花巻	1993年 2月25日	2014年 10月20日		1名	未払い	37,500
179			北海道	旭川	2009年 7月2日	2014年 10月21日		1名	過払い	8,065
180			愛媛	宇和島	2007年 9月20日	2014年 10月21日		1名	過払い	8,065
181			北海道	旭川	2003年 9月25日	2014年 10月21日		1名	過払い	8,250

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
182	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	愛媛	宇和島	2008年 7月17日	2014年 10月21日	○機構本部から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,706
183			神奈川	藤沢	1998年 11月2日	2014年 10月21日		1名	過払い	2,380,606
184			神奈川	藤沢	2004年 10月3日	2014年 10月21日		1名	過払い	1,966,989
185			岐阜	高山	2007年 7月頃	2014年 10月21日		1名	過払い	3,825
186			三重	津	2009年 4月9日	2014年 10月21日		1名	過払い	3,629
187			三重	尾鷲	2008年 3月17日	2014年 10月22日		1名	過払い	1,998
188			三重	尾鷲	2008年 4月24日	2014年 10月22日		1名	過払い	8,097
189			岩手	宮古	2007年 8月16日	2014年 10月23日		1名	過払い	671,881
190			北海道	新さっぽろ	2006年 11月30日	2014年 10月23日		1名	過払い	8,171
191			北海道	新さっぽろ	2007年 2月15日	2014年 10月23日		1名	過払い	8,330
192			北海道	新さっぽろ	2002年 11月7日	2014年 10月23日		1名	過払い	8,147
193			北海道	新さっぽろ	2009年 4月9日	2014年 10月23日		1名	過払い	4,064
194			静岡	沼津	2012年 4月4日	2014年 10月23日		1名	過払い	3,672
195			広島	福山	2005年 11月28日	2014年 10月28日		1名	過払い	2,226,654

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
196	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横須賀	2011年 11月26日	2014年 10月30日	○機構本部から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	6,764
197			徳島	徳島北	2007年 4月26日	2014年 10月30日		1名	過払い	783,832
198			千葉県	木更津	2011年 7月23日	2014年 11月12日		1名	過払い	5,449
199			北海道	小樽	2003年 4月2日	2014年 11月19日		1名	過払い	2,102,628
200			北海道	札幌東	2006年 9月23日	2014年 11月28日		1名	過払い	8,425
201			秋田	秋田	1977年 12月13日	2012年 9月24日	○お客様から問合せがあり、旧農林共済の退職共済年金の受給者がお亡くなりになった際、遺族厚生年金請求の申請の案内を漏らしていたこと、及び組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	618,651
202			青森	青森	2003年 8月14日	2015年 8月24日		1名	未払い	13,480
203			広島	広島東	1983年 1月18日	2014年 4月2日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合期間の判明に伴い、通算老齢年金の取消しを行い老齢年金の決定が必要であるにも関わらず、通算老齢年金に判明した記録を追加し決定していたこと、及び遺族年金に旧令共済組合期間の算入を漏らし決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	9,446,017
204			大阪	守口	2006年 11月24日	2012年 4月18日		1名	未払い	967,062

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
205	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	岩手	盛岡	2001年 11月1日	2013年 6月12日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間等の確認不足により、特例による退職共済年金で決定すべき期間を誤って老齢厚生年金として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。退職共済年金請求書を受付し、処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,010,076
206			島根	浜田	2004年 1月21日	2014年 1月24日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の決定時に旧農林共済組合期間の算入を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	563,148
207			鹿児島	川内	1994年 9月8日	2014年 3月18日	○事務センターから連絡があり、農林共済へ移管済みの厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,026,507
208			東京	武蔵野	2006年 11月2日	2014年 5月20日	○事務センターから連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	309,833
209			岩手	盛岡	2002年 4月1日	2014年 6月13日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日を旧農林共済の厚生年金保険への統合日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	536,721
210			京都	下京	1988年 3月3日	2014年 7月15日	○機構本部から連絡があり、職歴等の確認不足により通算老齢年金には算入されていた旧令共済期間を漏らし老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,142,176
211			福岡	福岡広域 事務センター	2012年 11月24日	2014年 8月7日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日を60歳到達年月日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	17,400

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
212	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2011年 1月20日	2014年 9月2日	○他の部署から連絡があり、厚生年金と共済組合の加入期間が重複しているにも関わらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	11,741
213			秋田	鷹巣	1989年 4月27日	2014年 10月31日	○遺族年金の請求時に、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	51,036
214			東京	府中	2011年 10月15日	2015年 1月6日	○事務センターから連絡があり、農林共済へ移管済みの厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	80,415
215			秋田	大曲	2002年 11月14日	2015年 4月9日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の決定時に国民年金第3号被保険者記録の訂正を誤ったまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,800
216			青森	青森	1989年 4月27日	2015年 6月22日	○機構本部から連絡があり、職歴等の確認不足により旧令共済期間の算入を漏らし老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	878,048
217			大阪	堺東	2006年 6月30日	2015年 7月8日	○他の年金事務所から連絡があり、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,812
218			青森	事務センター	2004年 1月8日	2015年 8月10日	○遺族年金の審査時に、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	114,421

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
219	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	栃木	栃木	2005年 4月7日	2015年 10月30日	○遺族年金の請求時に、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足により、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,758,349
220			佐賀	武雄	1989年 3月2日	2015年 11月16日	○機構本部から連絡があり、共済組合へ移管済みの厚生年金保険被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,106,655
221			大阪	大阪広域 事務センター	2015年 12月17日	2016年 1月12日	○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日を60歳到達年月日とすべきところ、誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	41,779
222	老齢年金の国民年金や 厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	秋田	大曲	1999年 4月28日	2015年 2月2日	○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金を決定する際に、任意加入期間のため国民年金保険料の免除とはならない期間を免除期間としたまま決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の国民年金保険料を還付し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に任意加入期間や受給要件の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 ○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	330,103
223			大阪	淀川	1997年 8月21日	2015年 10月16日		1名	過払い	79,500
224			岩手	盛岡	1986年 4月1日	2014年 11月14日		1名	未払い	39,820
225			愛知	豊川	1980年 5月頃	2015年 1月16日		1名	未払い	147,964
226			神奈川	平塚	1980年 4月1日	2015年 5月25日		1名	未払い	1,273,878
227			三重	伊勢	1979年 5月1日	2015年 7月16日		1名	未払い	1,244,555
228			愛知	岡崎	1982年 10月20日	2014年 7月1日		1名	過払い	103,960
229	愛知	岡崎	1983年 11月13日	2015年 1月21日	1名	過払い	68,545			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
230	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	世田谷	1986年 4月1日	2014年 5月20日	○機構本部から連絡があり、昭和61年法律改正により65歳到達時に厚生年金保険の資格を喪失することになったものの、資格喪失処理及び、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	1,541,912
231			群馬	前橋	1972年 2月1日	2015年 4月1日	○事務センターから連絡があり、通算老齢年金を取消し老齢年金を決定する際、厚生年金被保険者記録の一部を漏らし老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	37,230
232			北海道	北見	1983年 1月6日	2015年 8月27日		1名	未払い	16,716
233			群馬	前橋	1984年 10月頃	2015年 4月3日		1名	未払い	11,081
234	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌西	1987年 5月9日	2015年 7月10日	○事務センターや機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	502,214
235			埼玉	越谷	1986年 7月5日	2015年 9月28日	○年金相談時に、本来脱退手当金の支給期間は合算対象期間とすべきところ、厚生年金被保険者期間として算入し老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金請求書の審査時には、脱退手当金等の年金記録の確認を徹底するよう周知徹底しました。	1名	過払い	1,166,616
236			大分	事務センター	2016年 2月8日	2016年 2月29日	○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時の入力誤りにより、特別支給の老齢厚生年金及び65歳からの老齢厚生年金が決定されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	118,110
237			愛媛	事務センター	1992年 10月20日	2016年 3月8日	○機構本部から連絡があり、船員保険と厚生年金の加入期間が重複した状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	92,680
238			愛知	岡崎	2008年 12月頃	2015年 3月20日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	753,139

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
239	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	説明誤り	石川	七尾	2016年 3月7日	2016年 4月20日	○事務センターから連絡があり、年金相談の際に、通算老齢年金の受給権が無いにも関わらず、受給権があると誤って説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
240	老齢年金の繰上げ・繰下げの誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2014年 3月17日	2014年 6月2日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の65歳請求はがきの提出内容の変更申出書に記入いただく内容を誤ったため、お客様が希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、申出書の記入方法の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,033
241			福岡	久留米	2015年 5月27日	2015年 8月14日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が老齢基礎年金の受け付け時に繰下げ意思確認書の記入方法を誤って説明したため、お客様の希望していない65歳時点での老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	162,216
242			愛知	岡崎	2015年 4月17日	2015年 8月28日	○お客様から問合せがあり、70歳からの老齢基礎年金の繰り下げ請求を希望していたにも関わらず、誤って70歳到達者に老齢繰下げ申出書を受け付けたため、受付日からの繰下げ請求による老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、繰下げ請求希望時期及び提出書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	241,148
243			東京	事務センター	2015年 7月30日	2015年 10月9日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金請求書の入力項目の記載を漏らしたことから、お客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、繰下げ請求希望時期及び提出書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	138,966
244			遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	2001年 7月19日	2014年 8月18日	○事務センターから連絡があり、遺族年金の決定時に旧令共済組合期間の登録を誤り、本来、支給されない寡婦加算を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び旧令共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名
245	和歌山	事務センター			2012年 8月16日	2013年 6月11日	○お客様から問合せがあり、遺族共済年金の考慮漏れにより、お客様にとって不利な短期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合から支給される年金の有無についての確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	244,906

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
246	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	山口	山口	1989年 10月19日	2014年 8月6日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	286,907	
247			岩手	一関	1988年 1月28日	2014年 3月10日		1名	未払い	323,287	
248			岩手	盛岡	1995年 11月16日	2014年 11月14日		1名	未払い	71,907	
249			東京	大田	1982年 6月24日	2015年 2月10日		1名	未払い	44,480	
250			愛知	半田	2001年 6月14日	2015年 4月3日		1名	未払い	255,402	
251			和歌山	田辺	2008年 1月24日	2015年 4月22日		1名	未払い	235,458	
252			東京	八王子	2009年 6月26日	2015年 6月12日		1名	未払い	963,543	
253			岡山	倉敷東	1985年 11月28日	2015年 7月23日		1名	未払い	51,999	
254			島根	出雲	1995年 10月19日	2014年 8月11日		○事務センターや機構本部から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り、遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	52,000
255			愛知	半田	2001年 1月31日	2014年 12月12日			1名	未払い	1,940,854
256			岩手	宮古	2007年 2月15日	2015年 6月8日			1名	未払い	159,921
257			茨城	下館	2006年 4月6日	2015年 6月19日			1名	未払い	12,900
258			茨城	下館	1999年 9月30日	2015年 6月19日			1名	未払い	2,008,928
259			遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方			2003年 7月7日	2014年 12月15日	○お客様から問合せがあり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、本来、年金額が有利な短期要件で決定するべきところ、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
260	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島南	1990年 11月15日	2015年 2月16日	○機構本部から連絡があり、短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、長期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金の決定取消及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	24,014
261	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山東	1957年 4月頃	2015年 5月7日	○事務センターから連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り旧厚生年金保険法による障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	908,513
262			山口	下関	1979年 6月1日	2014年 9月26日	○機構本部から連絡があり、戦時加算記録の登録を誤り旧船員保険法による職務上障害年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,181,047
263	年金の支払額や支払時期等の誤り	受理後の書類管理誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2015年 1月5日	2015年 2月12日	○市役所から連絡があり、お客様から提出された障害状態確認届(診断書)が、同日に受付した他の届書と一緒に保管されたまま処理されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害状態確認届の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	128,800
264		説明誤り	埼玉	熊谷	2014年 9月30日	2014年 12月15日	○障害年金請求時の相談の際に、納付要件の確認不足により、本来請求できない障害基礎年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
265	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	1986年 4月1日	2014年 7月31日	○機構本部から連絡があり、昭和61年法律改正により65歳到達時に厚生年金保険の資格を喪失することとなり資格喪失処理を行ったものの、老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	202,455
266			東京	大田	1996年 4月1日	2014年 9月3日		1名	未払い	3,771,900
267			兵庫	姫路	1986年 4月1日	2014年 9月24日		1名	未払い	5,391,437
268			神奈川	横浜西	1986年 4月1日	2014年 11月10日		1名	未払い	317,942
269			東京	墨田	1986年 4月1日	2015年 4月3日		1名	未払い	2,267,071

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
270	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	北海道	旭川	1985年 1月30日	2015年 2月13日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の確認不足により、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金の退職改定をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	278,123
271			東京	八王子	1984年 6月15日	2015年 7月3日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴って必要となる在職老齢年金受給者の支給停止割合の変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	450,305
272			東京	八王子	1978年 10月15日	2015年 7月10日		1名	未払い	35,176
273			愛知	名古屋西	1971年 6月1日	2015年 7月17日		1名	未払い	172,650
274			広島	広島南	1982年 10月1日	2015年 8月3日		1名	未払い	32,700
275			山口	岩国	1990年 4月1日	2015年 7月3日		○機構本部から連絡があり、在職中の支給停止割合の変更に伴う警告リスト等の確認不足により、在職老齢年金受給者の支給停止割合を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、今回の事象について周知しました。	1名	未払い
276	加給年金の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	1990年 11月29日	2014年 9月5日	○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において生計維持関係や年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,559,083
277			茨城	下館	1993年 1月20日	2014年 11月27日		1名	未払い	140,099
278			茨城	下館	1992年 5月14日	2014年 11月27日		1名	未払い	1,346,833
279			長野	松本	1995年 10月22日	2015年 1月29日		1名	未払い	280,904
280			東京	江戸川	1992年 6月11日	2015年 2月17日		1名	未払い	721,470
281			神奈川	藤沢	1996年 8月29日	2015年 9月18日		1名	未払い	799,500

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
282	加給年金の誤り	確認・決定誤り	愛知	一宮	2015年 3月30日	2015年 4月30日	○内部点検を行っていたところ、配偶者の厚生年金被保険者記録の確認不足により、加給年金が支給停止となるにも関わらず、必要な書類の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。加給年金支給停止事由該当届等をご提出いただき処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	750,757
283	振替加算の誤り	確認・決定誤り	宮崎	延岡	1995年 3月2日	2014年 12月1日	○機構本部からの連絡により、加給年金対象者の変更に伴う、変更前、変更後それぞれの対象者の配偶者状態等の変更処理を漏らしたことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	2名	その他	2,501,882
284			兵庫	西宮	1989年 8月3日	2013年 6月24日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,168,750
285			東京	青梅	2007年 2月19日	2014年 6月25日		1名	未払い	809,614
286			東京	青梅	1995年 2月14日	2014年 8月21日		1名	未払い	1,283,201
287			埼玉	熊谷	2011年 6月頃	2014年 9月5日		1名	未払い	983,109
288			兵庫	豊岡	1993年 2月19日	2014年 9月25日		1名	未払い	1,428,097
289			兵庫	西宮	2001年 3月26日	2014年 12月18日		1名	未払い	1,184,900
290			埼玉	熊谷	1998年 9月頃	2014年 12月26日		1名	未払い	5,282,980
291			埼玉	熊谷	1994年 1月頃	2015年 2月6日		1名	未払い	3,031,858
292			大阪	堺東	2008年 7月19日	2015年 2月6日		1名	未払い	647,133
293			東京	八王子	2009年 11月5日	2015年 5月7日		1名	未払い	2,082,424
294			岐阜	美濃加茂	1989年 1月頃	2015年 5月26日		1名	未払い	5,100,426
295			兵庫	豊岡	1997年 2月頃	2015年 6月10日		1名	未払い	3,562,167

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
296	振替加算の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	1994年 2月15日	2015年 6月24日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,647,847
297			千葉	船橋	2004年 8月26日	2015年 6月29日		1名	未払い	782,885
298			東京	府中	1991年 10月12日	2015年 7月1日		1名	未払い	5,437,375
299			大分	大分	2004年 4月15日	2015年 7月6日		1名	過払い	818,112
300			大分	大分	2001年 5月31日	2015年 7月6日		1名	過払い	914,217
301			群馬	高崎	1998年 2月13日	2015年 7月7日		1名	未払い	3,127,314
302			東京	八王子	2008年 8月10日	2015年 7月21日		1名	未払い	861,938
303			福岡	直方	1993年 11月16日	2015年 7月31日		1名	未払い	4,037,657
304			大分	佐伯	1998年 10月1日	2015年 8月4日		1名	未払い	3,154,284
305			長野	長野北	1988年 4月5日	2015年 8月6日		1名	未払い	5,100,439
306			東京	北	1986年 6月12日	2015年 8月6日		1名	未払い	1,056,299
307			千葉	船橋	1990年 7月12日	2015年 9月10日		1名	未払い	4,121,958
308			和歌山	田辺	1993年 2月26日	2015年 9月11日		1名	過払い	883,910
309			石川	七尾	2003年 1月頃	2015年 9月14日		1名	未払い	2,047,964
310			岡山	津山	2007年 2月1日	2015年 9月29日		1名	未払い	1,199,879
311			島根	出雲	2009年 5月19日	2015年 10月5日		1名	未払い	753,718
312			大阪	堺東	1994年 7月15日	2015年 10月20日		1名	過払い	611,060
313	北海道	帯広	1993年 8月9日	2015年 10月22日	1名	過払い	994,424			
314	茨城	下館	2006年 4月7日	2015年 10月22日	1名	未払い	993,769			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
315	振替加算の誤り	確認・決定誤り	栃木	宇都宮東	2001年 8月2日	2014年 8月11日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,483,593
316			神奈川県	港北	1996年 2月1日	2014年 8月13日		1名	未払い	2,340,739
317			埼玉県	熊谷	1995年 4月頃	2014年 9月5日		1名	未払い	3,708,824
318			神奈川県	相模原	1991年 12月20日	2015年 1月9日		1名	未払い	5,201,979
319			岐阜県	大垣	1994年 1月1日	2015年 1月14日		1名	未払い	4,525,091
320			東京都	江戸川	1993年 5月20日	2015年 1月30日		1名	未払い	4,401,149
321			山口県	徳山	1986年 5月28日	2015年 2月16日		1名	未払い	4,904,201
322			兵庫県	西宮	1988年 2月22日	2015年 2月25日		1名	未払い	5,020,596
323			東京都	武蔵野	2003年 8月20日	2015年 3月19日		1名	未払い	1,891,140
324			東京都	大田	1992年 10月30日	2015年 4月10日		1名	未払い	5,045,691
325			大阪府	豊中	1997年 9月10日	2015年 4月23日		1名	未払い	3,513,221
326			静岡県	三島	2001年 4月頃	2015年 4月23日		1名	未払い	2,899,565
327			鳥取県	鳥取	1997年 7月10日	2015年 4月24日		1名	未払い	175,902
328			岡山県	岡山西	1992年 5月14日	2015年 5月21日		1名	未払い	5,073,958
329			大阪府	堺東	1994年 3月12日	2015年 6月12日		1名	未払い	4,509,123

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
330	振替加算の誤り	確認・決定誤り	東京	江東	1988年 4月1日	2015年 6月12日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,462,347
331			千葉	船橋	1992年 1月1日	2015年 7月1日		1名	未払い	5,364,791
332			群馬	桐生	2007年 8月2日	2015年 7月13日		1名	未払い	1,048,329
333			奈良	奈良	2007年 11月21日	2015年 7月27日		1名	未払い	1,058,746
334			東京	武蔵野	1994年 1月20日	2015年 8月3日		1名	未払い	3,822,248
335			東京	武蔵野	1994年 9月29日	2015年 8月3日		1名	未払い	4,088,116
336			山梨	竜王	1994年 7月頃	2015年 8月3日		1名	未払い	3,158,701
337			山口	下関	1996年 2月22日	2015年 8月4日		1名	未払い	3,970,596
338			岐阜	美濃加茂	1989年 4月21日	2015年 8月5日		1名	未払い	4,647,897
339			東京	渋谷	1993年 1月14日	2015年 8月7日		1名	未払い	3,756,947
340			埼玉	川越	1999年 6月17日	2015年 8月7日		1名	未払い	2,917,431
341			高知	南国	2004年 6月29日	2015年 8月10日		1名	未払い	1,715,692
342			群馬	高崎	1999年 4月2日	2015年 8月10日		1名	未払い	2,931,425
343			秋田	秋田	1992年 11月20日	2015年 8月11日		1名	未払い	5,237,433
344			静岡	浜松西	1993年 12月31日	2015年 8月12日		1名	未払い	4,348,685

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
345	振替加算の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山東	1997年 4月3日	2015年 8月12日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,560,872
346			兵庫	明石	1997年 3月19日	2015年 8月13日		1名	未払い	2,164,192
347			茨城	下館	1991年 11月10日	2015年 8月17日		1名	未払い	5,381,662
348			佐賀	佐賀	1995年 10月5日	2015年 8月20日		1名	未払い	1,816,200
349			群馬	高崎	2000年 4月6日	2015年 8月20日		1名	未払い	2,657,322
350			神奈川	横浜西	2001年 2月22日	2015年 8月25日		1名	未払い	2,663,166
351			東京	立川	1992年 11月10日	2015年 8月28日		1名	未払い	4,021,431
352			愛知	岡崎	1991年 11月頃	2015年 8月28日		1名	未払い	4,351,632
353			兵庫	姫路	1990年 10月18日	2015年 9月3日		1名	未払い	5,141,780
354			東京	青梅	2004年 3月29日	2015年 9月7日		1名	未払い	1,774,750
355			茨城	下館	2001年 9月頃	2015年 9月9日		1名	未払い	1,802,585
356			神奈川	相模原	1992年 7月9日	2015年 9月14日		1名	未払い	3,580,083
357			大阪	貝塚	1994年 12月11日	2015年 9月25日		1名	未払い	4,316,183
358			大阪	堺西	1996年 7月15日	2015年 9月30日		1名	未払い	3,560,673
359			大阪	堺東	1998年 3月31日	2015年 10月1日		1名	未払い	3,418,307

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
360	振替加算の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	2006年 12月29日	2015年 10月1日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,166,368	
361			青森	事務センター	1988年 10月頃	2015年 10月5日		1名	未払い	4,854,696	
362			奈良	奈良	1991年 12月5日	2015年 10月6日		1名	未払い	5,490,248	
363			大阪	枚方	1992年 8月10日	2015年 10月7日		1名	未払い	4,385,027	
364			兵庫	姫路	1999年 5月13日	2015年 10月9日		1名	未払い	2,682,663	
365			大阪	玉出	1997年 9月10日	2015年 10月14日		1名	未払い	1,580,971	
366			鹿児島	鹿児島北	2001年 11月8日	2015年 10月16日		1名	未払い	1,504,457	
367			兵庫	須磨	1988年 6月頃	2015年 10月22日		1名	未払い	5,405,858	
368			岡山	津山	1993年 1月20日	2015年 10月23日		1名	未払い	5,037,582	
369			群馬	渋川	1997年 11月24日	2015年 7月1日		○事務センターからの連絡により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、誤った振替加算を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
370			愛知	半田	2010年 8月12日	2014年 11月28日		○機構本部からの連絡により、老齢年金請求書の生計維持証明欄の記載の案内を漏らしたことから、振替加算が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。生計維持証明欄を記載いただき訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受け付け時に記載事項の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,106,218
371			北海道	帯広	2008年 10月1日	2015年 9月14日		○遺族年金請求時の記録確認又は機構本部から連絡があり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	865,997
372			東京	大田	2009年 1月16日	2014年 8月15日		1名	未払い	681,900	
373			岩手	盛岡	2006年 6月18日	2015年 5月13日		1名	未払い	1,257,189	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
374	再裁定の誤り	確認・決定誤り	青森	青森	1985年 1月20日	2015年 8月17日	○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い通算老齢年金の退職改定処理と通算遺族年金の再裁定を行うべきところ、通算遺族年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●今回の事象について担当部署において周知を行いました。	1名	未払い	69,075
375			大阪	守口	2009年 3月6日	2015年 1月30日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の訂正に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,257
376			岡山	倉敷東	2002年 12月5日	2015年 5月18日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の訂正に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	14,553
377			大阪	豊中	2003年 1月頃	2015年 7月6日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に厚生年金保険被保険者記録が追加されたことに伴い、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	561,513
378			東京	杉並	2015年 9月25日	2015年 12月14日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に厚生年金保険被保険者記録が追加されたことに伴い、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	133,763
379			鹿児島	川内	2005年 5月2日	2014年 3月31日	○事務センターから連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が納付されたことに伴い、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,399
380			埼玉	大宮	1986年 4月1日	2014年 5月16日	○事務センターや機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	105,807

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
381	再裁定の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜西	1997年 2月20日	2015年 6月19日	○遺族年金請求時の記録確認又は事務センターや機構本部からの連絡により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,536,383
382			神奈川県	横浜南	1994年 2月頃	2015年 8月7日	○機構本部から連絡があり、旧令共済組合期間の判明に伴い期間の追加及び受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、受給権発生年月日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行いお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧令共済記録判明時には受給権発生年月日訂正の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,103,027
383		未処理・処理遅延	青森	事務センター	2013年 12月24日	2015年 5月14日	○内部点検を行っていたところ、機構本部より返戻された再裁定報告報告書が、処理済みの再裁定関係の綴りに編綴され未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ再進達し再裁定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	未払い	208,911
384	年金選択の誤り	確認・決定誤り	岩手	花巻	2014年 2月19日	2014年 9月2日	○お客様から問合せがあり、厚生年金基金から支給される代行部分の確認漏れにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の訂正処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	51,277
385			兵庫	尼崎	2013年 9月12日	2014年 11月26日		1名	未払い	739,000
386			三重	伊勢	2014年 6月6日	2014年 9月2日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に比較する年金見込額の算出誤りにより、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の選択処理を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いや受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	504,000
387			岡山	倉敷東	2014年 4月17日	2014年 9月2日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金選択申出書の記入方法の説明を誤ったため、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の選択処理を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いや受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	472,009

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
388	年金選択の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2014年 8月27日	2015年 6月11日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に年金選択申出書の記入方法の説明を誤ったため、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択の選択処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いや受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	13,033
389			東京	府中	2004年 5月19日	2015年 7月6日	○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金の受給権者に老齢基礎年金の受給権が決定された際、年金選択申出書の案内を漏らしたため、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択申出書をご提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の取扱いや受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,663,459
390			本部	機構本部 (支払部)	1985年 8月頃	2015年 4月17日	○再裁定の審査を行っていたところ、年金選択処理の際、老齢年金を受給している場合、寡婦加算額は支給停止となるにも関わらず支給停止処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の取扱いや受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	44,000
391			兵庫	事務センター	2008年 2月21日	2015年 5月22日	○未支給年金の審査を行っていたところ、遺族年金の決定時に年金受給選択申出書の進達を漏らしたため、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後の選択申出書の取扱いについて徹底するよう周知しました。	1名	未払い	194,133
392			兵庫	豊岡	2012年 7月15日	2015年 7月6日	○年金相談時に、老齢基礎年金と遺族共済年金を併せて受給できるにも関わらず、年金受給選択申出書の案内を漏らしたことにより老齢基礎年金が支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金選択申出書をご提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,183,825
393		説明誤り	埼玉	川越	2015年 5月14日	2015年 7月10日	○年金相談時に、遺族年金の請求者が夫であるため寡婦加算額は支給されないにも関わらず、加算されるとした見込額に基づき遺族年金請求と年金選択を案内したため、お客様に有利な年金選択となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いの年金については、返納の処理を行いました。 ●担当部署において、寡婦加算額の支給要件及び年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	177,488

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
394	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	愛知	岡崎	2008年 6月頃	2015年 4月13日	○機構本部から連絡があり、年金受給選択処理のために遺族厚生年金決定時に支払いの保留を行い、その後保留解除処理を漏らしたことにより、老齢年金のお支払いが行われていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。保留解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録及び年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	701,873
395	年金の支払保留処理の誤り	説明誤り	東京	江戸川	2015年 4月22日	2015年 7月14日	○年金相談時に、年金記録の確認不足により支払保留となっているにも関わらず、特別支給の老齢厚生年金と雇用保険との調整に必要な支給停止事由該当届の提出の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支給停止事由該当届をご提出いただき処理をしました。 ●担当部署において、雇用保険との調整について確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
396	未支給年金の誤り	通知書等の作成誤り	本部	機構本部 (支払部)	2015年 9月9日	2015年 10月2日	○お客様から連絡があり、戸籍謄本等の確認不足により未支給年金請求について先順位は存在しないにも関わらず、誤って先順位から請求があったとして未支給年金支給決定取消通知を送付していたことが判明しました。 ●お客様にお詫びの文書と未支給年金支給決定取消通知の取消通知を送付しました。 ●担当部署において、未支給年金支払後に先順位者から同年金の請求があった場合は、先順位者の生存を確認することを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
397	年金の振込先金融機関・住所変更に係る誤り	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2014年 6月23日	2014年 8月18日	○お客様から問合せがあり、住所・支払機関変更届の処理時に、基礎年金番号の登録を誤ったため、別人の口座に年金が支払われていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。誤って支払われた年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の項目確認や入力後のチェック等を徹底するよう周知しました。	2名	その他	337,332
398			熊本	事務センター	2015年 5月1日	2015年 6月15日	○お客様から問合せがあり、住所・支払機関変更届に記載された口座番号に不備があったにも関わらず確認を行わず処理を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の記載内容に不備があった場合は確認することを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	140,433
399	記録訂正の誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	2014年 2月25日	2014年 9月26日	○事務センターから連絡があり、厚生年金保険被保険者の記録の判明に伴う記録補正を行った際に、取り消す必要のない第四被保険者期間を取消し、保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料を返納していただきました。 ●担当部署において、記録の補正を行う際には、補正する期間の確認の徹底をするよう周知しました。	1名	誤還付	78,925

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
400	標準報酬改定請求書の処理誤り	説明誤り	長崎	諫早	2015年 8月7日	2015年 9月30日	○事務センターから連絡があり、年金相談時に離婚年月日から2年以内に標準報酬改定請求書を行っていただくよう案内するべきところ、離婚年月日の確認を漏らして手続きを案内したため請求期限を過ぎていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。ご提出いただいた請求書の処理をしました。 ●担当部署において、標準報酬改定請求の請求期限の確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
401	離婚分割請求に係る誤り	説明誤り	神奈川	港北	2015年 4月27日	2015年 5月19日	○年金の審査時に、離婚時の年金分割の相談の際、確認不足により手続きに必要な合意書の添付の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に合意書をご提出いただきました。 ●担当部署において、離婚分割後の年金受給の取扱いについて周知しました。	1名	-	0
402	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	東京	練馬	1987年 7月2日	2015年 7月23日	○年金の審査時に、障害基礎年金の受給権者へ国民年金保険料の法定免除にかかる追納期間でないにも関わらず、誤って通常の保険料納付期間に基づき特別一時金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	632,070
403	年金給付関係書類の作成誤り	通知書等の作成誤り	北海道	岩見沢	2015年 6月3日	2015年 9月30日	○お客様から連絡があり、年金見込額のお知らせを作成する際に、基礎年金番号の記載を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、お客様へのお知らせを作成する際は氏名等の内容をダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
404	年金給付関係書類の作成誤り	通知書等の作成誤り	静岡	沼津	2015年 10月29日	2015年 10月30日	○お客様から連絡があり、年金委員研修会の開催通知を作成する際に、年金事務所のFAX番号の記載を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が誤った番号のお客様にお詫びの上説明しました。年金委員に訂正した正しい通知書を送付しました。 ●担当部署において、連絡先で事務所の電話番号やFAX番号を記載する場合はダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	14事業所	-	0
405	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	岩手	盛岡	2015年 11月5日	2015年 11月5日	○年金相談時に、基礎年金番号や氏名等の確認不足により、別人に年金手帳を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金証書を回収し、本来お渡しすべきお客様に交付しました。 ●担当部署において、書類の交付時には氏名等をマーカーでチェックするなど、マニュアルに沿った確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
406	年金給付関係書類の回付誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (業務渉外部)	2015年 3月9日	2015年 10月22日	○お客様から問合せがあり、提出された返納方法申出書について確認したところ、届書の入力処理後に納入告知書の作成を行うため他部署に回付すべきところ、回付せず入力処理票と併せて編綴していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。担当部署に届書を回付し、お客様に納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
407	年金給付関係書類の未処理	未処理・処理遅延	本部	機構本部 (給付企画部)	2014年 3月頃	2014年 8月5日	<p>○内部点検を行っていたところ、提出された年金受給権者現況申告書と同時に提出されていた現況届を担当部署に回付せずに保管されたまま未処理となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。届書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	24名	未払い	427,197
408	年金給付関係書類の未処理	未処理・処理遅延	福岡	中福岡	2014年 8月8日	2015年 6月11日	<p>○お客様から問合せがあり、提出された老齢年金請求書が年金相談受付票に添付したまま保管され、機構本部へ進達されないまま未処理となっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	31,133
409	年金給付関係書類の未処理	未処理・処理遅延	本部	機構本部 (年金記録企画部)	2015年 5月頃	2016年 2月19日	<p>○本部に返送された住民票住所申出書の同封物を確認したところ、本部各部署に回付すべき書類の回付が漏れていることが判明しました。</p> <p>●担当部署に書類を回付し処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、住民票住所申出書の同封物の確認を徹底するとともに、管理簿を作成して管理することとしました。</p>	25名	-	0

日本年金機構の平成28年7月分のシステム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	介護保険にかかる非課税年金通知の送付先市町村誤り	2016年 5月6日	2016年 6月24日	<p>○平成28年4月から非課税年金(遺族・障害年金)について前年の支払額情報を市町村へ提供する際に、介護保険料等の徴収に関する住所地特例を受けるお客様については、本来、住民票住所と異なる住所に提供すべきところ、複数の年金を受給しているお客様について、非課税年金の前年の支払額情報を誤って住民票住所を管轄している市町村に提供していることが判明しました。</p> <p>●正しい送付先市町村へ、対象者の非課税年金情報等の必要なデータを情報提供しました。</p> <p>●介護保険にかかる制度改正に伴うシステム改修誤りによるもので、システム改修を実施しました。</p> <p>●今後は法律改正による影響範囲の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしております。</p>	1,519 市町村	-	0円